

## 入札説明書

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる制限付一般競争入札については、関係法令その他の別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

### 1 入札に付する事項

発注者	神戸市長
公告	令和6年10月10日(木) 神戸市公告
件名	神戸市口座振込情報通知サービス
場所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号
概要	神戸市から口座振込を行う債権者に対し、振込内容の内訳を通知するためのクラウドサービスを調達する。
契約期間	環境設定：契約締結日から令和6年12月27日(金)まで 利用期間：令和7年1月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
その他	・本入札は、予定価格を事後公表とします。また、最低制限価格を設定しません。 ・地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約です。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

公告に記載のとおり。

### 3 入札参加手続等

- (1) 入札書の提出をもって入札参加申請とします。
- (2) 入札参加資格等確認資料（以下「資格等確認資料」という。）の提出書類及び提出期限については、公告において定めます。
- (3) 入札参加資格の審査は、開札後に落札候補者または入札の結果随意契約の相手方候補者となった者（以下、「落札候補者等」という。）について行い、その他の者については行いません。

### 3 入札の方法等

- (1) 入札書の提出期間  
公告に記載のとおり。
- (2) 入札書の提出方法  
(ア) 記名押印した入札書（様式4）原本及び入札金額内訳書（様式5）原本を同一の封筒に入れ封入封緘のうえ以下へ提出してください。郵送の場合、提出期間にかかわらず、提出期間第2日目の午後5時までに本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局総務課（文書担当）に到着している必要があります。表には「サービス入札書在中」と記載してください。不慮の事故による紛失又は遅配について

は考慮しません。

提出先：神戸市会計室会計課（電話番号 078 - 322 - 5053）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650 - 8570）

神戸市役所本庁舎1号館3階

- (イ) 代表者又は登録済みの受任者以外が入札する場合は委任状（様式6）の提出が必要です。
- (ウ) 入札書提出後の辞退は認められません。
- (エ) 入札書に記載する入札金額については、次のとおりとします。ただし、これによらない場合は公告で別途定めるものとします。
  - ① 入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の買入については108分の100）に相当する金額を記載してください。
  - ② 積算に当たっては以下にかかる入札者の単価を基本として入札金額内訳書（様式5）に示す予定通知件数に基づき算出するものとし、落札者の決定は、これにより算出された契約期間に係る利用料金（予定）の総額の比較によって行う。また、積算に当たり用いた以下の単価については落札決定後も適用する。
    - 1) 環境設定費用
      - ・当初環境設定費用
      - ・データ連携にかかる環境設定費用
    - 2) 利用料
      - ・基本料金（円／月額）
      - ・データ連携にかかる基本料金（円／月額）
      - ・従量料金（ただし、基本料金に含まれる通知件数を超過したもの）（円／件）
- (3) 開札の日時  
公告に定めます。
- (4) 入札保証金  
公告に定めます。
- (5) 開札方法等
  - (ア) 開札場には、入札者又はその代理人並びに開札の執行者及び開札の執行立会人以外の者は入場することができません。
  - (イ) 開札場に入場する入札者又はその代理人は、一入札者当たり2人以内です。
  - (ウ) 開札に立ち会わない場合は、その旨事前に電話連絡してください。
  - (エ) 入札者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができません。
  - (オ) 入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするとき、身分証明書の提示を求められる場合があります。また、代理人を入場させる場合においては、開札の立会いに関

する委任状（任意様式）を提出してください。

- (カ) 入札者又はその代理人は、当該入札に参加した他の入札者の代理人となることはできません。
- (キ) 入札者又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外は、開札終了まで開札場を退場することはできません。
- (ク) 再入札を実施する場合は、1回のみ行います。再入札書受付開始予定日時、再入札書受付締切予定日時、開札予定日時及び前回最低入札書記載金額については、「再入札通知書」で通知します。なお、1回目の入札で無効になった場合、再入札に参加することはできません。
- (ケ) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (コ) 開札に当たっては、神戸市会計室会計課の職員が立ち会います。

#### (6) 開札結果の確認

開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を発行し、電子メールで送信しますので、その内容を確認し、保存してください。

- (ア) 開札後に資格確認を行うため等保留する場合 「保留通知書」  
落札者または入札の結果随意契約の相手方となった者（以下、「落札者等」という。）の決定の前に、一旦保留とし、保留通知書を発行します。
- (イ) 落札者を決定した場合 「落札通知書」
- (ウ) 入札を打ち切る場合 「取り止め通知書」
- (エ) 再入札の場合 「再入札通知書」

#### 4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 資格審査資料の提出において、指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者等がした入札。
- (4) 入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当する場合には、その入札参加者がした入札。
  - (ア) 神戸市指名停止基準要綱に基づく停止措置を受けている。
  - (イ) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
- (5) この入札に参加する複数の者（組合や共同企業体にあつてはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合
  - (ア) 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。
    - ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場

合

② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く

(i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合や共同企業体とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) 再入札の場合においては、前回最低入札書記載の金額以上で入札したとき。

(7) 入札書記載の金額と入札金額内訳書（様式 5）記載の金額が一致しないとき。

(8) 入札金額内訳書（様式 5）における注意事項に反した場合。

(9) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

5. 落札候補者の決定

公告に定めます。

6 落札候補者等に対する入札参加資格の審査及び落札者等の決定

(1) 開札後、落札者等の決定は一旦保留とし、保留通知書を発行します。

(2) 前号の保留通知書を発行後、落札候補者等の入札参加資格審査を行います。

- (3) (2)の入札参加資格審査にあたっては、落札候補者等は、公告に定める資格等確認資料を保留通知書に記載した日時までに提出する必要があります。落札候補者等の決定については、保留通知書にてその旨を通知します。なお、必要に応じて落札候補者等に対して書類の内容確認や、追加書類の提出を求めることがあります。正当な理由なくこれらの確認や提出の指示に応じないときは、当該落札候補者等の落札は無効とし、神戸市指名停止基準要綱別表2-8-(5)に基づく停止措置を行います。ただし、期限までに理由書を提出し、神戸市がやむをえないと認めた場合は、停止措置は行わないものとします。
- (4) 入札参加資格審査の結果、落札候補者等について入札参加資格があると認めた場合は、その者を落札者等として、入札参加者に落札通知書または見積結果通知書を発行するものとします。
- (5) 落札候補者等について入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、次順位者を落札候補者等とし、入札参加資格の審査を行います。以後、落札者等が決定するまで同様の手続きにより審査を行います。
- (6) 落札者等の決定は、開札日の翌日から起算して3日以内（本市の休日を除く。以下同じ）を目途に行います。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等はさらに日数を要することがあります。
- (7) 落札候補者等とならなかった入札者については、入札参加資格の審査は行いません。
- (8) 開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札として無効とする。
- (9) 開札後から落札決定までに、入札参加者が次の項目に該当した場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
  - (ア) 神戸市指名停止基準要綱に基づく停止措置を受けている。
  - (イ) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく入札等除外措置を受けている。

## 7 入札参加資格の審査結果の通知

- (1) 落札候補者等について入札参加資格がないと認めた場合、その理由を付して当該落札候補者等にその旨を通知します。
- (2) (1)の通知を受けた者は、その通知を受けた日から2日（本市の休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求められます。
- (3) (2)により説明の請求を行う場合は、書面によってください。
- (4) (2)による理由の説明の請求を受けたときは、その通知を受けた日から7日以内に書面により回答します。
- (5) (4)により説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合は、前項第4号の通知を取り消し、(4)と併せて入札参加資格がある旨を通知します。

## 8 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 3 以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供、銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号。以下「規則」という。）第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

## 9 その他

### (1) 神戸市契約規則の閲覧

神戸市電子入札サイト (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) からダウンロードしてください。

### (2) 契約等に係る事項

(ア) 落札決定または随意契約の相手方決定後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。

(イ) なお、電子契約システムを活用した契約締結が可能です。電子契約を希望する場合は、落札決定日中に電子メール (e\_invoice@office.city.kobe.lg.jp) にて電子契約システム利用確認書を提出してください。

(ウ) 落札決定または随意契約の相手方決定から契約締結までに、落札者等が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとします。

①神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく入札等除外措置を受けている。

### (3) 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

### (4) 談合その他の不正行為に対する措置

申請者が契約相手方となった場合において、本件に係る覚書第 19 条第 1 項各号のいずれかに定める事由に該当した場合は、市長は、同条の規定に基づき、申請者から違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがあります。

### (5) 入札に関する事務を担当する部局

神戸市会計室会計課（電話番号 078 - 322 - 5053）

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650 - 8570）

神戸市役所本庁舎 1 号館 3 階

### (6) 契約に関する事務を担当する部局

(5)と同じ